

令和7年4月11日

保護者様

加古川市立志方中学校  
校長 沼田 圭子

## 非常時の生徒に対する措置の基準について

### (1)「加古川市」に 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水警報発表の場合

1. 午前7時の時点、登校前に発表の場合  
自宅待機させてください。
2. 午前10時までに警報が解除された場合  
昼食を済ませ13時までに登校させてください。午後の授業を行います。
3. 午前10時までに警報が解除されない場合  
臨時休業とします。  
(警報発表の意味を考え、自宅安全に留意し過ごさせてください。)
4. 始業時刻以降に警報が発表された場合  
原則として、学校で待機させます。下校させる場合は、スクリレ等で連絡をします。

### (2)「加古川市」に 地震(震度5弱以上)が発生した場合

1. 登校前に発生した場合  
臨時休業とします。
2. 登校中に発生した場合  
各自で安全を確保します。  
その後、原則として登校しますが、状況に応じて適切に行動させてください。
3. 始業時刻以降に発生した場合  
揺れが収まるまで安全確保し、その後、安全な場所に避難させます。  
下校させる際は、保護者と連携をとりながら、安全状況を確認のうえ措置します。
4. 下校中に発生した場合  
状況に応じて適切に行動し、揺れが収まったら帰宅してください。  
のちほど安全確認を行います。

### (3)「兵庫県」に 竜巻注意報発表の場合

1. 午前7時の時点、登校前に発表の場合  
自宅待機とし、解除されてから登校させてください。  
※発表後、有効時間は1時間。「解除」の発表はされないため注意してください。

2. 登校中に発表された場合  
各自で安全を確保します。  
原則として登校しますが、状況に応じて適切に行動させてください。
3. 始業時刻以降に発表された場合  
舎外での活動をただちに中止し、安全が確保されるまで舎内で活動や待機をさせます。
4. 下校中の発表された場合  
状況に応じて適切な行動し、帰宅してください。  
のちほど安全確認を行います。

#### **(4)「兵庫県」に Jアラート等を通じて、緊急情報が発信された場合**

1. 登校前に発信された場合  
自宅待機させてください。
2. 登下校中に発信された場合  
自宅か学校の近い方に避難させることを原則とします。

#### **(5)熱中症事故防止のための対応**

1. 熱中症特別警戒アラート（午後2時）が発表された場合  
翌日は臨時休業とします。
2. 「熱中症予防情報サイト」の明石または姫路に WBGT 3 5 の予測（午後5時頃）が発表された場合  
・翌日は臨時休業とします。  
・部活動の対外試合については、市主催大会は中止、その他は主催者の判断になります。
3. 遠方で宿泊を伴う行事は宿泊地付近の WBGT（暑さ指数）が 3 5 になる場合は中止になります。
4. 下校時間帯に WBGT が 3 3 以上となる場合は、WBGT が 3 1 に下がる時間まで繰り下げて下校する等の対策をとります。下校時間の変更がある場合はスクリレ等で連絡をします。
5. 熱中症が危惧される場合は、部活動ガイドラインや危機管理マニュアルのとおりに、WBGT が 3 1 以上で、原則、運動を禁止とします。

#### **(6)その他の警報発表及び危険が予測される場合**

1. 津波、高潮、波浪警報については、必要に応じて学校から連絡します。
2. 登校中に雷が発生した場合、生徒及び保護者の判断により、安全な場所に避難してください。雷が遠ざかったのを確認してから再登校させてください。
3. 市内において災害が予想される場合は、市教育委員会の判断により警報発表の有無にかかわらず、学校を臨時休業とする場合があります。

※加古川市内の中学校は、同一基準です。ご自宅の見やすいところに掲示をお願いします。